

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について

(令和 元 年度 東部環境工場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設である東部環境工場の維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物(可燃ごみ)の量 ■規則 第4条の5の2第1項第1号 イ 関係

区分		月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
焼却量	1号炉	t	8,613.37	8,747.02	7,874.96	8,690.26	9,526.75	9,325.80	7,963.09	3,379.64	4,441.72	950.02	0.00	-	69,512.63
	2号炉	t	865.12	4,421.33	7,999.25	4,620.88	0.00	0.00	5,775.27	8,716.49	8,390.91	9,496.18	1,446.72	-	51,732.15
合計焼却量		t	9,478.49	13,168.35	15,874.21	13,311.14	9,526.75	9,325.80	13,738.36	12,096.13	12,832.63	10,446.20	1,446.72	0.00	121,244.78

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(すべての日平均値の月平均値) ■規則 第4条の5第1項第2号 ト、リ、ヲ 関係

項目		月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年 度 平均 値
燃焼室中の燃焼ガス温度 1	1号炉		949	937	928	930	950	946	918	933	922	937	-	-	935
	2号炉		911	929	926	909	-	-	920	937	949	975	979	-	937
集じん器に流入する燃焼ガス温度 2	1号炉		172	172	172	172	174	173	171	171	170	170	-	-	172
	2号炉		168	169	169	169	-	-	168	169	169	170	170	-	169
排ガス中のCO濃度 3	1号炉	ppm	4	4	2	2	2	2	2	2	1	0	-	-	2
	2号炉	ppm	1	1	1	1	-	-	1	1	1	0	0	-	1
備 考			連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	

- 1 別紙フロー図上の にて測定
2 別紙フロー図上の にて測定
3 別紙フロー図上の にて測定

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日 ■規則 第4条の5第1項第2号 ス 関係

項 目	1 号 炉	2 号 炉
冷 却 設 備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。
排ガス処理設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。

4. ばい煙量又はばい煙濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉						2号炉					
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
排ガスを採取した年月日			令和1年5月29日	令和1年7月17日	令和1年9月25日	令和1年11月7日			令和1年6月19日	令和1年10月18日	令和1年12月18日			
結果が得られた年月日			令和1年6月14日	令和1年7月30日	令和1年10月3日	令和1年11月22日			令和1年7月2日	令和1年10月30日	令和2年1月8日			
ばいじん濃度 4	0.08以下	g/m ³ _N	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満			0.01未満	0.01未満	0.01未満			
塩化水素濃度 4	700以下	mg/m ³ _N	6	21	1未満	8			17	6	1未満			
	****	ppm	3	12	1未満	5			10	3	1未満			
窒素酸化物濃度 4	250以下	ppm	110	99	200	100			120	120	76			
硫黄酸化物濃度 4	K値14.5で測定される排出基準	m ³ _N /h	132.80	128.67	140.11	129.76			133.91	137.28	131.14			
	測定値	m ³ _N /h	0.38	0.41	0.73	0.25			0.38	0.94	0.16			
		ppm	7	9	12	5			7	16	3			

4 別紙フロー図上の にて測定

5. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区 分	法規制値	単 位	1号炉		2号炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日			令和1年8月29日	令和1年12月19日	令和1年10月16日	令和2年1月22日
結果が得られた年月日			令和1年10月16日	令和2年2月4日	令和1年12月2日	令和2年2月19日
排ガス中のダイオキシン類濃度 4	1.0以下	ng-TEQ/m ³ _N	0.0063	0.14	0.032	0.0096

4 別紙フロー図上の にて測定

【検査項目等の説明】

- ・ばいじん :ものが燃焼する際に発生するすす、完全に燃焼した灰分、燃焼・熱分解による固形粒子をいう。
- ・塩化水素 :刺激臭を有する無色の気体で、塩化ビニル樹脂などの燃焼の際に発生する。自然界では、火山ガス等に存在する。
- ・窒素酸化物 :燃料などの燃焼に伴って発生する。発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設など多種多様である。
- ・硫黄酸化物 :燃料などに含まれている硫黄分が燃焼の際に酸素と結合して発生する。自然界では、火山ガス等に存在する。
- ・ダイオキシン類 :ものが燃焼する際に発生する有機化合物で、ごみ焼却、野焼きなど様々な発生源から副生成物として発生し、たばこの煙や自動車の排出ガスにも含まれる。自然界でも発生することがあり、森林火災、火山活動などでも生じるといわれている。